

◇ 令和3年度 保存樹木・樹林制度のご案内 ◇

1. 保存樹木・樹林の指定について

足立区では、個人宅や寺社等で良好な緑を形成している樹木を、保存樹木・樹林として指定しています。所有者(管理者)の皆様からのお申し出があった場合、区が基準を満たすか調査して、指定いたします。

◇指定の基準◇

- ・保存樹木: 樹木の高さ 10m以上、地上 1.2mにおける幹周りが 1.5m以上
 - ・保存樹林: 樹木の一集団が占める土地の面積が 300 m²以上
- 上記による大きさのほかに、樹木の勢い、形、立地条件などを確認します。

保存樹木・樹林の管理は、それぞれの所有者(管理者)の方が行うことになっています。指定を受けた場合は、地域のみなさんからも愛される、貴重な緑の財産として、将来にわたって保存していただきますようお願いいたします。区では、剪定費用の補助や、補助金をお支払いするなどのお手伝いをいたします。

2. 保存樹木・樹林の補助金の交付について

保存樹木・樹林を所有(管理)されている方に、10月1日を基準日として、年に1回、補助金をお支払いします。

(1)保存樹木

①固定資産税課税対象地にある樹木
・1本目 8,000 円/年
・2本目以降1本につき 5,000 円/年
(限度額 150,000 円/年)

②固定資産税非課税対象地にある樹木
・1本目 5,000 円/年
・2本目以降1本につき 3,000 円/年
(限度額 100,000 円/年)

(2)保存樹林

- ①固定資産税減免措置のない土地の保存樹林
- ・ 300 m²から 1,000 m²までのもの 40,000 円/年
 - ・ 1,001 m²から 2,000 m²までのもの 80,000 円/年
 - ・ 2,001 m²から 3,000 m²までのもの 120,000 円/年
 - ・ 3,001 m²以上のもの 150,000 円/年
- ②固定資産税減免措置のある土地の保存樹林
- ・ 上記の区分により算定した補助金の **4分の3** の額



3. 保存樹木・樹林の管理支援等について((1)～(3)は要事前申請)

(1)樹木剪定

剪定や病虫害防除など、樹木を適正に維持するための費用の半額を区が負担します。

詳細は裏面をご参照ください。

(2)健全育成

老化した樹木の診断や樹勢回復、支柱の設置など、樹木が健全に育成するための処置費用の全額を区が負担します。

(3)秋期落ち葉収集

秋期の落ち葉等の委託事業者による収集を、区で行います。

落ち葉の収集期間は秋期(例年11月～1月)に限ります。

(4)春期落ち葉収集

春期の落ち葉等を足立清掃事務所による無料収集できる『保存樹落ち葉シール』を配布します。

シール貼付による収集期間は概ね春期(例年4月～6月)に限ります。

(5)賠償責任保険

管理上の不備などにより、第三者に損害を与えた場合などに適用する保険に適用されます。万一の事故が発生した場合は、緑化推進係までご連絡ください。

(6)カラスの巣について

カラスは鳥獣保護法により保護されているため、むやみに駆除できません。3月から7月頃の繁殖時期に威嚇されたり、人的被害が発生した場合に限り、許可業者による卵・ヒナ等の撤去が可能です(マンション・事業所は自己負担)。

カラスの巣については、緑化推進係、または生活衛生課庶務係Tel3880-5375までご連絡ください。

(7)ハチの巣について

ハチの巣については、スズメバチの巣は区で撤去いたしますが、アシナガバチやミツバチの巣は撤去していません。

アシナガバチやミツバチは、巣を刺激したり、手で振り払ったりしなければ、刺されることはほとんどありません。

スズメバチの巣については、緑化推進係、または生活衛生課生活衛生係Tel3880-5374までご連絡ください。

○ 令和3年度 管理支援（樹木剪定）のご案内 ○

剪定や病害虫防除など、保存樹木を適正に維持するための費用の半額を助成します。

◇助成の条件◇

- ・足立区が指定する下記の業者による作業となります。
- ・助成限度額 一申請者あたり 保存樹木 15万円／年度
保存樹林 50万円／年度
- ・同一樹木の助成申請は4年程度の経過が必要です。
- ・助成をご希望の際は、事前の申請が必要となります。担当までご連絡下さい。

◇剪定費用◇

樹形の骨格づくり		
樹木本来の自然形を活かしながら、高さを調整し、枝葉を透かすなどの剪定		
内 容	1本当り金額	ご負担金額（税抜）
幹周 120cm 未満	31,000円	15,500円
幹周 120～150 cm未満	50,000円	25,000円
幹周 150～170cm 未満	84,000円	42,000円
幹周 170～190 cm未満	95,000円	47,500円
幹周 190～210cm 未満	113,200円	56,600円
幹周 210～230cm 未満	136,000円	68,000円
幹周 230～260cm 未満	177,600円	88,800円
幹周 260～300cm 未満	250,000円	125,000円
幹周 300 cm以上	344,000円	172,000円

*支払いの際に、口座振替手数料が発生する場合は、手数料分もご負担願います。

*発生材処分費、保安要員の配置、高所作業の費用は区が負担いたします。

*病害虫の防除も対応しますのでご相談ください。

◇お願い◇

- ・作業適期間 常緑樹：梅雨前（4～6月）／落葉樹：落葉期（10～3月）
適期以外の強い剪定は、樹勢を弱めたり、樹形が崩れる原因となる場合があります。
- ・時期によっては、ご申請から作業まで数ヶ月を要する場合がございます。
恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

＜問い合わせ・連絡先＞

足立区みどり推進課 緑化推進係 電話 03-3880-5188 FAX 03-3880-5479

【令和3年度 足立区の指定業者】 ☆…樹木剪定 ★…健全育成

- ★☆☆株式会社アカネ (加賀二丁目) 担当 三浦 毅 電話 03-5473-9344
- ★☆☆浅香園芸株式会社 (加賀二丁目) 担当 石橋 勉 電話 03-3899-5500
- ☆☆有限会社上田造園 (千住大川町) 担当 上田米一 電話 03-3888-3714
- ★☆☆株式会社後藤造園 (栗原二丁目) 担当 高田貞夫 電話 03-3885-9719
- ☆☆横田造園株式会社 (舎人一丁目) 担当 横田幸介 電話 03-3897-9553
- ★☆☆岩田造園土木株式会社 (谷中一丁目) 担当 岸本昭雄 電話 03-3620-6494
- ★☆☆株式会社呉竹造園 (舎人五丁目) 担当 田村 農 電話 03-3857-3893
- ★ 株式会社宝来左松島 (加平二丁目) 担当 松島桂子 電話 03-6319-9127